

平成 23 年度

県の施策・予算に関する要望  
(地方税制等に関する要望)

神奈川県町村会



## 平成 23 年度地方税制等に関する要望事項

地方税源の確保と充実を目指し、負担の公平性及び税務事務の合理化を図るため、次のとおり措置を講ずるよう要望します。

### 1 地方税負担の公平性の確保について

- (1) 経済状況悪化の中、国民の低燃費志向のため、軽自動車への需要が増大する情勢下において、現行の軽自動車税に係る標準税率は昭和 59 年度から据置かれている状況にあり、性能面において遜色のない自動車税と比較すると非常に低い率となっている。町村においては貴重な財源である軽自動車税の税率について、地方分権・社会経済事情を考慮した税率に引き上げるよう引き続き国へ要望すること。

また、町村が行っている原動機付自転車等の登録事務及び賦課徴収事務について、省力化の観点から自動車リサイクル法の手法に沿った新規登録時のみの賦課徴収制度に改正するよう要望すること。

- (2) 固定資産税に係る非課税等特別措置については、施策目的の達成されたものの早期廃止や縮減が必要である。また、現在優遇されている事業用賃貸建物等の住宅用地の特例措置並びに宗教法人や学校法人をはじめとする特定の者や資産については、租税の公平な負担の観点からも見直していく必要がある。町村の基幹税である固定資産税の確保の見地からも非課税措置の整理・縮減について国へ要望すること。

さらに、J R 東日本・J R 東海等の鉄軌道用地の評価は、現在沿接する土地の価格の約 3 分の 1 程度となっていることについても、評価方法を見直して評価額を引き上げることも併せて要望すること。

- (3) 土地に係る固定資産税及び都市計画税の税額算出方法については、税負担の公平の観点から負担調整措置等が講じられているが、このことは納税者にとって理解しにくいものとなっている。税額計算の簡素化を図り、納税者により一層理解しやすい税額計算の方法を検討されるよう、引き続き国へ働きかけること。

- (4) 旧郵政公社が民営化されたことにより、市町村納付金が廃止され、固定資産税及び都市計画税として納付されることとなったが、地方税法の一部改正により郵便事業(株)及び郵便局(株)所有の固定資産に係る課税については、平成 20 年度から平成 24 年度までの課税標準をその 2 分の 1 とする特例措置が創設された。今後平成 29 年 9 月末までの完全民営化という解釈により特例措置が延長されるのではとの懸念がある。よって、課税の公平の観点から平成 25 年度以降の特例措置について、延長がないように国へ要望すること。
- (5) 個人住民税の均等割の非課税限度額については、町村の条例で定める金額以下である人については、均等割が課税されないことになっている。この「町村の条例で定める金額」については、地方税法施行令及び同施行規則で生活保護級地区分に応じて定められている一定の率を乗じて得た金額を参酌して定めることから、均等割の非課税基準額は、生活保護級地区分に基づき、町村により違いが生じている。同一の県に居住し、同一の所得であるにもかかわらず、住んでいる町村の生活保護級地区分に応じ、個人住民税が課せられる、課せれないという不公平が生じている。県民税の負担の公平性という観点からも問題がありますので、非課税限度額について全国の町村が同一となるように地方税法の改正等も含め、国へ要望すること。(1 級地で収入金額 100 万円以下が非課税、3 級地で 93 万円以下が非課税である。)
- (6) 還付加算金については、市中金利と比較すると非常に高利で、社会経済情勢とそぐわないため、社会情勢を反映した利率に引き下げるよう国へ要望すること。
- (7) 所得税と異なり、個人住民税は翌年課税となっている。そのため、所得の発生年とそれに係る所得割にズレが生じており、負担能力に合致しているとは思えない。特に昨今の経済状態では、雇用の不安定もあり、徴収の面でも苦勞しているところである。よって、所得税と同様に現年課税とするよう国へ要望すること。

- (8) 国有資産等所在市町村交付金法第8条において、同条で定める「著しく異なると認めた場合」の解釈について「交付金の客体となる国有地の台帳価格が比準額の2倍以上である場合」とされている。このため、いくつかの地方公共団体においては、これを準用し、固定資産所在の市町村の算出する比準額の二分の一になるよう交付金額を算出しており、修正通知を出す根拠がないが、本法の趣旨からは比準額と同等の金額が交付されることが適切であると読み取れる。

このことから、固定資産所在市町村の算出する比準額と同等の金額が交付されるよう国へ要望すること。

## 2 税務事務に係る支援について

- (1) 家屋評価は、専門性が高く複雑なものであり、納税者にとっても理解しにくいものとなっている。特に、複雑な非木造家屋の評点基準表については、より一層の整理合理化を行い、より簡素化することを引き続き国へ要望すること。

また、個人情報保護法の制定により、住民のプライバシーに関する意識が高まってきており、町村が行う評価事務に支障をきたす場面もある。そこで、家屋の評価が所有者の負担とならないような簡便な取得価格方式や平米単価方式などの導入について検討するよう国へ要望すること。

- (2) 不動産登記法第 47 条に建物の表題登記の申請について及び同法第 164 条に過料についてが規定されているものの、家屋の未登記が多く見受けられ、町村における固定資産税の賦課に苦慮しているところであり、国において建物の表題登記をするよう指導等の徹底を国へ要望すること。

- (3) 国の制度改正等による個人住民税の電算システム改修は、膨大な経費を要し、その経費のほとんどは各町村の負担になっており、厳しい財政状況の中でその対応に苦慮している。国や県の助成措置もあるが、その額は決して充分とはいえず、制度改正の内容によっては多大な経費が生じ、町村には過重な負担となっていることから、更なる適正な財政措置がなされるよう引き続き国へ要望すること。

また、システム改修に伴い、恒久的に発生する、情報伝達に要する費用に関しても財政措置を講ずるよう国へ要望すること。

- (4) 制度改正に伴うシステム改修費は、徴収取扱費に算定上含まれているとのことだが、納税者数に比例して経費がかかるわけでもなく、改正内容によっては膨大な経費になる場合もあり、その経費は町村の財政運営の大きな圧迫要因となっている。個人住民税の 4 割は県民税であることを踏まえ、町村のシステム改修費や年金の特別徴収導入に伴う、(社) 地方税電子化協議会に対する事務運営費やシステム運用関係費・ASP 費用等は恒久的に発生するものであり、県が適正かつ応分の負担をする施策を早急に検討し実施することを要望する。

### 3 地方税徴収対策の強化について

- (1) 地方税の徴収率向上は、税務行政の信頼性、税の公平、更には税源移譲に伴い地方税の重要性が増す中で税収入を確実にするため緊急かつ重要な課題である。広域整理機構は、専門的知識・経験を有する組織による運営により、不動産の差し押さえ・換価をはじめ、効率的な滞納整理業務を行うことが可能となる。よって、地方税務行政の充実のため機構の設立を要望する。